

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金

(10万円/1世帯)のご案内

4月より『物価高騰対応重点支援給付金』の支給対象者の世帯に確認書・申請書等の通知を順次送付します。※対象外の世帯には送付しません

下記すべてに該当する世帯が対象となります。

①世帯全員が令和5年度の『住民税所得割』が課されず、うち少なくとも1人が『住民税均等割』が課されている世帯（物価高騰対応重点支援追加給付金7万円の給付を1月～3月に受けた世帯は対象外となります）

※住民税均等割のみ課税者とは、納税通知書等に記載されている所得割の金額が0円で均等割5,000円（市町村民税3,500円・都道府県民税1,500円）のみ課税されている方を言います。※板野町では5,000円ですが、他市町村では金額が異なる場合があります。

②令和5年度住民税課税者に扶養等された者のみで構成された世帯でないこと（扶養等には専従者を含む）

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

平成17年4月2日以降に生まれた児童が同一世帯にいる場合は児童一人あたり5万円の追加支給

電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

送付された確認書・申請書等の内容を確認のうえ、必要事項を記入また必要書類を添付して、同封の返信用封筒にて申請してください。

申請期限は、

令和6年6月28日（金）までとなりますので、

お早めに手続きください

※物価高騰対応重点支援追加給付金7万円の給付を受けた世帯に対する児童（平成17年4月2日以降に生まれ）一人あたり5万円の給付加算金については順次給付決定通知を発送しております。

詳しくは住民課給付金係までお問い合わせください。

給付金を装った詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

記載内容に不備等があった場合には、板野町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

ご注意

受取口座に入金できず、かつ申請期限(6/28)までに、連絡・確認がとれなかった場合、本給付金は支給されませんので、ご注意ください

お問い合わせ

板野町役場 福祉保健課 給付金係
088-672-5986

※子ども加算分5万円については
住民課給付金係
088-672-5984